

## 茨木市立幼稚園運営要綱

### (幼稚園の目的)

第1 茨木市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）は、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

### (運営方針)

第2 幼稚園は、遊びや生活を通して、自発的な活動や友達との関わりを十分に楽しませ、幼児一人一人の特性や発達段階に応じた指導や援助を行いながら、生きる力の基礎を育むことを運営の方針とする。

### (教育・保育の内容)

第3 幼稚園は、次に掲げる内容の教育・保育を行う。

- (1) 自ら体を動かそうとする意欲や態度を身に付けさせながら行う体の基礎づくり
- (2) 友達と話し合いながらの遊びのルールづくり等規範意識の初期段階の育成
- (3) 文字や数量への興味や関心をもたせるための遊びや体験
- (4) 思いを伝え合う喜びを感じられるようにするための友達とのかかわり
- (5) 豊かな感性を培うための様々な表現活動

### (職員)

第4 各幼稚園に園長を1名及び学級数に応じた担任教諭を置く。

- 2 前項に規定する職員のほか、必要に応じて、担任教諭以外の教諭、介助教諭、看護師、保育指導員及び園務員を置く。

### (職務)

第5 園長は、幼稚園の円滑な運営及び適切な施設の管理を行うため、職員への指導及び助言を行う。

- 2 教諭は、園児の保育その他園長の定める職務を行う。
- 3 看護師は、園児の保育中の傷病等の対応その他園長の定める職務を行う。
- 4 保育指導員は、預かり保育又は延長保育その他園長の定める職務を行う。
- 5 園務員は、園舎内外の整理・整頓その他園長の定める職務を行う。

### (教育時間及び保育時間)

第6 幼稚園の教育時間は、次の各号に掲げる曜日に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、行事を行う日等においては当該時間を変更することができる。

- (1) 月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日 午前9時から午後2時まで
- (2) 水曜日 午前9時から午前11時30分まで

- 2 前項の規定にかかわらず、3歳児及び4歳児が入園してから一定の期間における教育時間については、午前9時から午前11時30分までとする。

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園（第8第2項及び第11第3項において「認定こども園」という。）の保育時間は、次の各号に掲げる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定により認定を受けた保育必要量の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、保育時間を短縮し、又は延長することができる。

(1) 1月当たり平均275時間まで 午前7時30分から午後6時30分までの間で教育委員会が認める時間

(2) 1月当たり平均200時間まで 午前8時30分から午後4時30分までの間で教育委員会が認める時間

(学期)

第7 幼稚園は、次のとおり学期を分けて教育・保育を行うものとする。

1 学期	4月1日から7月31日まで
2 学期	8月1日から12月31日まで
3 学期	1月1日から3月31日まで

(休業日)

第8 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日

(4) 夏季休業日（7月21日から8月31日まで）

(5) 冬季休業日（12月25日から翌年1月8日まで）

(6) 春季休業日（3月24日から4月9日まで）

(7) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が指定した日又は園

長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日

2 前項の規定にかかわらず、認定こども園に在園する子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認定された園児（第10の表及び第11条第3項において「2号認定子ども」という。）に係る休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(4) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が指定した日又は園長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日

(利用者負担等)

第9 幼稚園を利用する者は、幼稚園の運営及び管理に係る費用の一部として、茨木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成26年茨木市条例第26号）に定める利用者負担額等を支払うものとする。

2 幼稚園を利用する者は、前項に定めるもののほか、幼稚園の利用に関し必要な費用として、保険料その他教材費、遠足代等の実費相当額を支払うものとする。

（利用定員）

第10 幼稚園の利用定員は、次のとおりとする。

名称	利用定員					
	小学校就学前3年の幼児		小学校就学前2年の幼児		小学校就学前1年の幼児	
	子ども・ 子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（以下この表において「1号認定子ども」という。）	2号認定子ども	1号認定子ども	2号認定子ども	1号認定子ども	2号認定子ども
認定こども園 茨木幼稚園	17人	8人	27人	8人	27人	8人
認定こども園 福井幼稚園	17人	8人	27人	8人	27人	8人
認定こども園 西幼稚園	17人	8人	62人	8人	62人	8人
認定こども園 太田幼稚園	17人	8人	27人	8人	27人	8人
認定こども園 水尾幼稚園	17人	8人	62人	8人	62人	8人

認定こども園 沢池幼稚園	17人	8人	27人	8人	27人	8人
認定こども園 庄栄幼稚園	17人	8人	27人	8人	27人	8人

(入園)

第11 幼稚園に入園を希望する者は、教育委員会が定める期間に所定の願書を提出しなければならない。

- 2 入園希望者が利用定員を超過するときは、公開抽選を行うことにより調整するものとする。ただし、当該入園希望者の兄弟姉妹が市立幼稚園に在園しており、来年度も引き続き在園することが確実である場合には、当該入園希望者を優先して入園させることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、認定こども園において、2号認定子どもの入園希望者が利用定員を超過するときは、子ども・子育て支援法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 幼稚園に欠員が生じたときは、年度の途中にあっても入園を許可することができる。

(休園、退園)

第12 保護者は、園児を休園又は退園させようとするときは、その理由を具し、届け出なければならない。

- 2 園長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児があるときは、出席を停止させることができる。
- 3 教育委員会は、園児を1月以上無断で欠席させ、利用者負担を3月分以上期限までに納付せず、その他別に定める幼稚園園則に従わないときは、退園を命じることができる。

(修了)

第13 幼稚園は、幼稚園において幼稚園の課程を修了した者に対し、教育委員会所定の保育修了証書を授与する。

(緊急時の対応)

第14 緊急の事案が発生した場合は、幼稚園は、保護者に速やかに連絡するとともに、園児を安全に保護者に引き渡すものとする。

(非常災害対策)

第15 非常災害が発生した場合は、幼稚園は、園児の安全を確保するとともに、関係機関と連携し非常災害に対応する。

- 2 幼稚園は、前項に規定する対応を適切に行うことができるようにするため、定期

的に避難訓練等を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16 園長及び教諭その他の職員は、常に園児の状態を観察し、虐待の疑いがあると判断した場合は、直ちに関係機関に連絡し、連携を取り、適切に対応する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年6月5日から実施し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。